

平成 28 年度 司法書士試験 解答速報

第 36 問 模範解答

第 1 欄

(1) 甲土地について 1 番目に申請した登記

登記の目的		1 番所有権登記名義人住所変更
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 27 年 9 月 1 日住所移転
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 共有者甲野一郎の住所 千葉市中央区富士見九丁目 8 番 7 号 申請人（被代位者） 甲野一郎 代位者 甲野花子 代位原因 平成 28 年 4 月 8 日財産分与の共有持分全部移転登記請求権
添付情報		ア ウ
登録免許税額		金 1,000 円

(2) 甲土地について 2 番目に申請した登記

登記の目的		甲野一郎持分全部移転
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 28 年 4 月 8 日財産分与
	上記以外の申請事項等	権利者（申請人） 持分 2 分の 1 甲野花子 義務者 甲野一郎
添付情報		ア エ
登録免許税額		金 62 万 5,900 円

(3) 司法書士法務直子が助言した手続の内容及びその理由

<p>助言した手続の内容 別紙 3 の調停調書について、執行文の付与を受ける手続を終えておくこと。</p> <p>その理由 調停で定められた債務者の登記申請の意思表示が、反対給付との引換に係るときは、執行文の付与を受けたときに債務者が当該意思表示をしたものとみなされる。別紙 3 の調停調書の調停条項 7 により、当該調停調書による財産分与の登記を申請するためには、執行文の付与を受ける必要があるため。</p>

第2欄

(1) 甲土地について1番目に申請した登記

登記の目的		1番、2番所有権登記名義人住所変更
申請事項等	登記原因及びその日付	平成28年5月3日住所移転
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 住所 東京都豊島区池袋五丁目5番5号 申請人 甲野花子
添付情報		オ
登録免許税額		金1,000円

(2) 甲土地について2番目に申請した登記

登記の目的		3番抵当権移転
申請事項等	登記原因及びその日付	平成18年7月1日合併
	上記以外の申請事項等	抵当権者 (被合併会社 株式会社F銀行) 株式会社H銀行 (会社法人等番号 0104-01-654321)
添付情報		カ
登録免許税額		金2万5,000円

(3) 甲土地について3番目に申請した登記

登記の目的		3番抵当権、4番根抵当権抹消
申請事項等	登記原因及びその日付	平成28年5月25日解除
	上記以外の申請事項等	権利者 甲野花子 義務者 株式会社H銀行 (会社法人等番号 0104-01-654321)
添付情報		キ ク セ チ
登録免許税額		金1,000円

(4) 甲土地について4番目に申請した登記

登記の目的	登記不要	
申請事項等	登記原因及びその日付	
	上記以外の申請事項等	
添付情報		
登録免許税額		

第3欄

(1) 甲土地について1番目に申請した登記

登記の目的	2番根抵当権一部移転	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成28年6月24日一部譲渡
	上記以外の申請事項等	権利者 Q食品有限会社 (会社法人等番号 0110-02-876543) 義務者 株式会社P商事 (会社法人等番号 0104-01-345678)
添付情報	ケ シ ネ (甲野花子のもの)	
登録免許税額	金10万円	

(2) 乙建物について申請すべき登記があるときは、その登記

登記の目的	共同根抵当権設定 (追加)	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成28年6月24日設定
	上記以外の申請事項等	極度額 金1億円 債権の範囲 根抵当権者株式会社P商事につき 売買取引 買付委託取引 販売委託取引 根抵当権者Q食品有限会社につき 売買取引 平成28年1月8日特約販売契約 債務者 根抵当権者株式会社P商事につき 横浜市港北区日吉八丁目1番1号 株式会社Aレストラン 根抵当権者Q食品有限会社につき 東京都豊島区池袋五丁目5番5号 甲野花子 根抵当権者 株式会社P商事 (会社法人等番号 0104-01-345678) Q食品有限会社 (会社法人等番号 0110-02-876543) 設定者 株式会社Aレストラン (会社法人等番号 0200-01-987654)
添付情報	コ ソ ト ネ (株式会社Aレストランのもの) ハ	
登録免許税額	金1,500円 (登録免許税法第13条第2項)	

第 37 問 模範解答

第 1 欄

【登記の事由】

監査役設置会社の定めの廃止
監査役会設置会社の定めの廃止
監査等委員会設置会社の定めの設定
取締役、監査等委員である取締役、代表取締役、監査役及び会計監査人の変更
重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定めの設定
新株予約権の行使
新株予約権の行使期間満了

【登記すべき事項】

平成 28 年 5 月 30 日監査役設置会社の定めの廃止
同日監査役会設置会社の定めの廃止
同日監査等委員会設置会社の定めの設定
同日次の者任期満了により退任
取締役 C
監査役 D
監査役（社外監査役） E
監査役（社外監査役） F
同日次の者重任
取締役 A
取締役 B
東京都新宿区甲町 1 番地
代表取締役 A
会計監査人 さくら花子
同日次の者就任
取締役（社外取締役） G
取締役・監査等委員 D
取締役・監査等委員（社外取締役） E
取締役・監査等委員（社外取締役） F
同日次のとおり設定
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定
重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
平成 28 年 5 月 31 日次のとおり変更
発行済株式の総数 5090 株
資本金の額 金 5 億 450 万円
第 1 回新株予約権の数 10 個
前記新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 10 株
平成 28 年 6 月 1 日第 1 回新株予約権の行使期間満了

【登録免許税額】

金 12 万 1,500 円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録	1 通
取締役会議事録	2 通
取締役の就任承諾書	3 通
監査等委員である取締役の就任承諾書	3 通
代表取締役の就任承諾書	1 通
会計監査人の資格証明書	1 通
本人確認証明書	4 通
新株予約権の行使があったことを証する書面	3 通（1 通でも可）
払込があったことを証する書面	3 通（1 通でも可）
資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面	1 通
委任状	1 通

第 2 欄

【登記の事由】

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止
 取締役及び監査役の変更
 吸収分割による変更

【登記すべき事項】

平成 28 年 6 月 28 日 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止
 同日 監査役 K 任期満了により退任
 同日 監査役 L 就任
 平成 28 年 7 月 1 日 取締役 A 就任
 同日 東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号 ワンツー株式会社から分割
 同日 次のとおり変更
 発行済株式の総数 2,000 株
 資本金の額 金 7,500 万円

【登録免許税額】

金 18 万 5,000 円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録	1 通
取締役の就任承諾書	1 通
監査役の就任承諾書	1 通
本人確認証明書	2 通
吸収分割契約書	1 通
資本金の額が会社法第 445 条第 5 項の規定に従って計上されたことを証する書面	1 通
会社法第 799 条第 2 項の規定による公告及び催告をしたことを証する書面	2 通
異議を述べた債権者はいない	
分割会社の株主総会議事録	1 通
分割会社の登記事項証明書	1 通
委任状	1 通

第 3 欄

【登記することができない事項】

平成 28 年 7 月 1 日代表取締役 A 就任

【理由】

代表取締役は、取締役の中から選定しなければならない。A がまだ取締役に就任していない段階で A を代表取締役に選定する取締役会決議は、代表取締役を「取締役の中から」選定したとはいえないため、無効であるから。

※この模範解答は、ユーキャンが作成したものです。

実際の正解とは異なる場合もありますので、ご了承ください。

また、無断転載を禁じます。

